

## 【財務分析の用語等の説明】

- 1. 基準財政需要額** 普通交付税の算定に用いるため、各地方公共団体について、その財政需要を一定の方法により合理的に算定した額をいい、具体的には各行政項目ごとに設けられた測定単位に必要な補正を加え、これに各測定単位ごとに定められた単位費用を乗ずることにより算出される。
- 2. 基準財政収入額** 各地方公共団体の財政力を一定の方法により合理的に算定した額をいう。  
(法定普通税+利子割交付金+配当割交付金+株式等譲渡所得割交付金+地方消費税交付金+ゴルフ場利用税交付金+自動車取得税交付金+国有資産等所在市町村交付金+減収補てん特例交付金)×75/100+市民税所得割における税源移譲相当額の25%+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+(※)児童手当及び子ども手当特例交付金
- 3. 標準税収入額等** 地方交付税法に定める方法により算出した、地方公共団体における地方税の標準的な収入額をいう。  
(基準財政収入額-市民税所得割における税源移譲相当額の25%-地方譲与税-交通安全対策特別交付金-(※)児童手当及び子ども手当特例交付金)×100/75+地方譲与税+交通安全対策特別交付金+(※)児童手当及び子ども手当特例交付金
- 4. 標準財政規模** 地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標であり、地方自治体が標準的に収入しうる経常的な一般財源の大きさである。実質収支比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる数値である。  
  
標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額
- 5. 財政力指数** 基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で、一般に当該団体の財政力を判断する指標であり、この指数が1に近いほど財政力が強く、1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となり、超えた率だけ財源に余裕があるものとされている。
- 6. 経常収支比率** 経常一般財源総額と経常経費に充当された経常一般財源との比率であり、通常財政構造の良否を判断する指標に使われ、この比率が小さいほど財政構造に弾力性があるものとされている。一般的に市では75%程度が望ましく、80%を超えると弾力性を失いつつあるとされている。
- 7. 実質収支比率** 標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率という。実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数で表される。その実質収支比率はどの程度が望ましいかは一概に決しかねる面もある。特に、当該団体の財政規模や現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きい。一般的に標準財政規模の3~5%程度が望ましいとされている。  
  
(実質収支額/標準財政規模)×100
- 8. ラスパイレス指数** 地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、国家公務員の職員構成を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数である。

(※) 児童手当及び子ども手当特例交付金は平成24年度より廃止